ゆたか

（写真提供：大分合同新聞社）

CONTENTS

01 国税だより
05 県からのお知らせ
06 市からのお知らせ
07 法人会の活動
12 税の絵はがき優秀作品
19 わが家の節電メニュー
20 税の暦
21 法人会の活動日程（行事予定表）
22 新入会員紹介

No.167
2019.5.1

公益社団法人
大分法人会

E-mail ho-oita@orion.ocn.ne.jp
URL http://www.oitakenhouren.com/oita/

理　念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

行　動　規　範

「税のオピニオンリーダーとしての責務」

- 法人会は、税に対する第一人者として、租税の理解に努めます
- 法人会は、企業とりわけ中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について調査研究を行い、提言します
- 法人会は、税に関する研修会等を通じ、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙を図ります

「企業の発展を支援するものとしての責務」

- 法人会は、研修活動・情報提供を通じて、企業の健全な発展を支援します
- 法人会は、会員相互の交流・情報交換を促進して、企業価値の向上を支援します
- 法人会は、税制提言等の活動を通じて、企業の事業継続を支援します

「地域の振興に寄与するものとしての責務」

- 法人会は、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与します
- 法人会は、地域の未来を担う人材の育成を支援します
- 法人会は、税制提言等の活動を通じて、地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献します

「法人会会員としての責務」

- 法人会会員は、税や経営の研修、地域企業との交流を通じて自己研鑽を図り、企業価値の向上に努めます
- 法人会会員は、企業経営者としての責務を自覚し、納税面や雇用面で国や地域に貢献できるよう努めます
- 法人会会員は、地域社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動等法人会の活動に積極的に参画します

平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国税庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

Ⅰ 消費税率等の引上げについて

平成31年（2019年）10月1日（以下「31年施行日」といいます。）から、消費税及び地方消費税の税率が８％から10％へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度※が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区分 ＼ 適用開始日	現行	平成31年（2019年）10月1日	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7%（消費税額の17/63）	2.2%（消費税額の22/78）	1.76%（消費税額の22/78）
合計	8.0%	10.0%	8.0%

Ⅱ 平成31年（2019年）10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下「課税仕入れ等」といいます。）に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10％（軽減対象資産の譲渡等については、８％）の税率（以下「新税率」といいます。）が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日（平成31年（2019年）9月30日）までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率（８％）が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

Ⅲ 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（８％）が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、**裏面**をご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している**「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ＆A」**をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率（８％）が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率（10％）により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係
① **旅客運賃等** 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの	26年施行日（H26.4.1） 31年施行日（H31.10.1） 対価受領 入場等
② **電気料金等** 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	H31.10.31 継続供給 権利確定
③ **請負工事等** 26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	26年指定日（H25.10.1） 31年指定日（H31.4.1） 契約 譲渡等
④ **資産の貸付け** 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け	契約 貸付け
⑤ **指定役務の提供** 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供※に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※ 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	契約 指定役務
⑥ **予約販売に係る書籍等** 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの **（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）**	契約 対価受領 定期供給
⑦ **特定新聞** 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの **（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）**	指定発売日 譲渡
⑧ **通信販売** 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売 **（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）**	31年指定日（H31.4.1） 条件提示 申込 譲渡
⑨ **有料老人ホーム** 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	26年指定日（H25.10.1） 契約 介護サービス
⑩ **特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等** 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの	対価受領 再商品化等

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

国税庁からのお知らせ

申告書等用紙に代えて「申告のお知らせ」をお送りいたします

国税庁の取組

○ 近年、ＩＣＴ（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。

○ このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、平成32年（2020年）４月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人※1を対象として、申告書等用紙※2の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ※3」を送付することとしております。

（※１）「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
（※２）「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
（※３）「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。

○ 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。

○ 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、平成32年（2020年）４月１日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとしています。

■ 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

■ 大法人とは？

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。

詳しい情報は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

国税庁　法人番号7000012050002　2018.12

改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた

改元後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書（納付書）」（以下「納付書」といいます。）を引き続き使用することができますが、記載にあたっては、次の点にご留意ください。

【「平成」が印字された納付書の記載にあたってのお願い】

○ 現在お持ちの納付書に印字されている「平成」の二重線による抹消や「新元号」の追加記載などにより補正をしていただく必要はありません。

○ 平成31年（2019年）4月1日から新元号2年（2020年）3月末日の間に納付する場合、納付書左上「年度欄」は「31」と記載してください。

〔設例〕納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で平成31年（2019年）1月から*新元号*元年（2019年）6月までに支払った俸給・給与等について*新元号*元年（2019年）7月10日に納付する場合

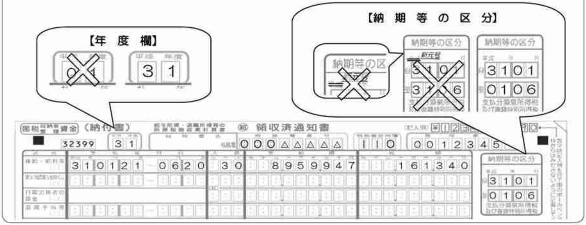

〔設例〕*新元号*2年（2020年）2月20日に支払った俸給・給与等について*新元号*2年（2020年）3月10日に納付する場合

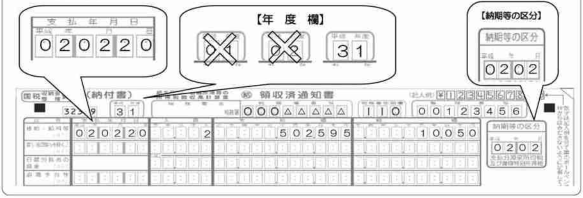

※ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）以外の納付書についても、上記設例を参考に記載してください。

なお、上記設例は、原則的な記載方法を示したものであり、「年度欄」、「支払年月日欄」及び「納期等の区分欄」に記載いただく「年」については、新元号表記「01」を平成表記「31」と記載してご提出いただいても、有効なものとして取り扱うこととしています。

また、新元号が印字された納付書は、税務署で10月以降に順次お配りできる予定です。

国税庁 法人番号 7000012050002 平成31年（2019年）4月

県からのお知らせ

自動車税はいろいろな方法で納付できます。

・金融機関や郵便局、県税事務所の窓口。コンビニエンスストア

・「大分県自動車税クレジット納税サイト」

大分県クレジット納税 検索

・スマホアプリ「ＰａｙＢ」

アプリをダウンロード→氏名や銀行口座等を登録
→納税通知書のバーコードをカメラ機能で読み取り支払

ＰａｙＢ 検索

・口座振替～ゆうちょ銀行でもお手続きいただけます～

※次年度からの自動車税が対象です。

自動車税のお問い合わせは、最寄りの県税事務所等まで

別府県税事務所	TEL 0977-67-8211	豊後大野納税事務所	TEL 0974-22-7501
大分県税事務所	TEL 097-506-5771	日田県税事務所	TEL 0973-22-4175
自動車税管理室	TEL 097-552-1122	中津県税事務所	TEL 0979-22-2920
佐伯納税事務所	TEL 0972-22-3021		

この広告に関することは、大分県総務部税務課（℡ 097-506-2382）までお問い合わせください。

※県税に関する情報は（くらしと県税）ホームページ http://www.pref.oita.jp/site/zei/

市からのお知らせ

●大分市から転出される方へ

大分市から他の市区町村へ転出される方は、住所変更の手続きが必要です。（ナンバープレートの変更・車検証の変更等）

手続き場所は次のとおりです。

車種区分	手続き場所（お問い合わせ先）
・原動機付自転車（125cc以下のバイク） ・小型特殊自動車（トラクター・フォークリフトなど）	お住まいの **市区町村役場の軽自動車税担当** または 大分市税制課（電話097-537-7314）
・軽自動車 ・二輪車（125cc超250cc以下のバイク）	お住まいの地区の **軽自動車協会** または 全国軽自動車協会連合会大分事務所（電話097-524-0222）
・普通自動車 ・二輪車（250cc超のバイク）	お住まいの地区の **運輸支局** または 大分運輸支局登録部門（電話050-5540-2087）

●軽自動車税の減免制度について

4月1日現在で手帳の交付を受けている心身に障がいのある方は、障がいの程度や車の使用状況などにより軽自動車税が減免される制度があります。ただし、減免が受けられるのは**障がい者1人について1台**です。自動車税と軽自動車税**両方の減免を受けることはできません**。

減免申請に必要なもの：

①身体障害者手帳等（**障がいの等級によっては減免に該当しないことがあります**）
②運転者の運転免許証
③車検証（車検のある車両の場合）
④納税義務者の印鑑
⑤納税義務者の「個人番号確認書類」（個人番号カードなど）
⑥来庁者の「身元確認書類」（運転免許証、個人番号カードなど）
⑦納税通知書（**納付しないでください。納付済の場合は減免の受付ができません**）
⑧生計同一（常時介護）証明書（**車の所有者・運転者が障がい者と別居している場合など**）

申請期限：　5月31日（金）まで

申請場所：　税制課（大分市役所第二庁舎３階）　**※支所等での受付はしていません**

●平成32（2020）年度から軽自動車税減免の「現況確認制度」がスタートします

これまでは、一度減免の申請をされたら翌年度以後は同様の申請がなされたものとし、減免決定していますが、来年度からは、軽自動車等の使用状況について、現況確認をしたうえで、減免の継続を決定することになります。

つきましては、平成31（2019）年度に減免を受けられた方で、平成32（2020）年度も引き続き減免を希望される方は、**「軽自動車税減免申請書（継続）」の提出が必要になります。**「軽自動車税減免申請書（継続）」は、平成32（2020）年3月頃に該当者に郵送する予定です。

≪お問い合わせ先≫
大分市 税制課 諸税担当班
電話：097-537-7314（直通）

法人会の活動

租税教室

（公社）大分法人会は、税知識の普及を目的に、毎年、小学６年生を対象とした出前事業「租税教室」に取り組んでいる。

本年度、青年部会（部会長 江玉睦秀）は、金池小学校、長浜小学校、明治小学校の３校を担当した。講師は、児童に少しでも理解してもらおうと租税教室委員会での事前研修会を開催し、取り組んだ。

また、女性部会（部会長 佐藤利子）は、判田小学校３クラスを担当した。

▲ 長浜小学校

▲ 明治小学校

▲ 織部委員

▲ 田辺委員

▲ 山口委員

▲ 判田小学校

経営税務セミナー

（公社）大分法人会青年部会（部会長 江玉睦秀）は、１月30日（水）及び２月27日（水）に経営税務セミナーを労働福祉会館ソレイユにおいて開催した。

１月30日（水）は、国税庁の後援事業である「自主点検チェックシート」について、活用と普及を目的に、大分税務署法人課税第１部門の川野和寿統括官を講師に迎え研修会を開催した。また、２月27日（水）は、「銀行から見た良い会社・良き経営者とは」のテーマで（一社）大分県中小企業診断士協会の甲斐幸丈会長を講師に招き開催した。

いずれの研修会も、重要なもので90分のセミナーも短く感じられた。

▲　講師の川野統括官

▲　研修会場の様子

▲　講師の甲斐会長

▲　研修会場の様子

大在・坂ノ市・佐賀関三支部合同研修会

1月31日（木）、大在支部（支部長 森薫）、坂ノ市支部（支部長 佐藤勲八）、佐賀関支部（支部長 上野輝芳）の三支部は吉田会館で合同研修会を開催した。

本年10月施行の改正消費税について、大分税務署の法人課税第1部門の川野和寿統括官を講師に招き開催した。今回の改正は、税率の引き上げだけではなく、2段階税率となることから全事業者において「区分経理」の必要性や「適格請求書（インボイス）」の発行が必要となる。また、「適格請求書」を発行するためには、手続きが必要であることなど重要な研修会となった。

▲ 説明する川野統括官

▲ 研修会場の様子

豊府支部研修会開催

3月1日（金）、豊府支部（支部長 利根三喜生）は、天まで上がれ古国府店において大分税務署法人課税第1部門の川野統括官を講師に迎え支部研修会を開催した。

研修会は、自主点検チェックシートの活用と本年10月施行予定の消費税率引き上げに伴う軽減税率制度について実施した。

講義を受けるまでは関係ないと思っていた事業者も、仕入税額控除について区分経理が必要なことなどを知る有意義な研修会となった。

▲ 利根支部長あいさつ

▲ 研修会の様子

税に関する絵はがきコンクール開催

3月16日（土）、（公社）大分法人会女性部会（部会長 佐藤利子）は、平成30年度の税の絵はがきコンクールの入賞者に対する表彰式を大分センチュリーホテルで開催した。

大分法人会の審査会は1月24日（木）に、大分県法人会連合会女性部会連絡協議会（会長末松眞知子）の審査会は2月7日（木）に、また、南九州法人会連絡協議会の審査会は2月14日（木）にそれぞれ実施された。

入賞者には、表彰状・副賞とともに応募した作品のコピーをラミネートしたものが大分税務署長、大分市教育長、由布市教育長等からそれぞれ授与された。また、学校賞については、学校代表者に授与を行った。終了時には、受賞者に集合写真を配布した。

表彰式では、受賞者を代表して、脇瑠美華さんが「豊かな暮らしを未来につなげるため、税金の大切さを皆さんに伝えて行きたい。」とあいさつされた。

なお、作品については、書写コンクール入賞作品と併せて、コンパルホールの4階、子どもギャラリーに3月19日から3月25日まで展示を行った。

▲ 平成30年度絵はがきコンクール入賞者集合写真

▲ 表彰の様子

▲ 表彰の様子

▲ 表彰式会場の様子

▲ 受賞者代表挨拶をする脇瑠美華さん

絵ハガキコンクールの入賞者は次のとおり。（敬称略・各賞50音順）

（一社）大分県法人会連合会入賞者

優秀賞（３名）　奥藤かりん（東稙田小）、首藤蓮音（長浜小）、脇瑠美華（明野東小）

奨励賞（２名）　阿南穂花（明野東小）、光森愛華（滝尾小）

大分税務署長賞　大塚由依（東稙田小）

大分市教育委員会教育長賞　赤嶺由奈（長浜小）

由布市教育委員会教育長賞　二宮彩綺（挾間小）

大分法人会会長賞　上野隼典（明野東小）

大分法人会女性部会長賞　松岡慶太（東稙田小）

大分法人会女性部会優秀賞（10名）

阿部真彩（鶴崎小）、大久保光海（東稙田小）、佐藤春奈（坂ノ市小）、首藤優佳（戸次小）、高倉麻衣（東稙田小）、原諒（明野東小）、日野凪皐（長浜小）、森美月（明野東小）、山本和花（東稙田小）、雪野愛子（明野東小）

税の絵はがきコンクール　表彰者　（平成 30 年度）

(一社)大分県法人会連合会　優秀賞

東植田小学校
奥藤　かりん

長浜小学校
首藤　蓮音

明野東小学校
脇　瑠美華

(一社)大分県法人会連合会　奨励賞

明野東小学校
阿南　穂花

滝尾小学校
光森　愛華

大分税務署長賞

東植田小学校
大塚　由依

大分市教育委員会 教育長賞

長浜小学校
赤嶺　由奈

由布市教育委員会 教育長賞

挟間小学校
二宮　彩綺

大分法人会　会長賞

明野東小学校
上野　隼典

大分法人会　女性部会長賞

東植田小学校
松岡　慶太

多数ご応募いただきありがとうございました。

大分法人会女性部会奨励賞（20名）

安部友結乃（明野東小）、有川あかり（滝尾小）、安藤奈歩里（戸次小）
池見春佳（滝尾小）、岩下明生（長浜小）、梅原朱乃（滝尾小）
梶原愛誠（坂ノ市小）、加来純花（明野東小）、久保百々羽（長浜小）
郷地創太（滝尾小）、後藤大樹（明野東小）、迫田紋奈（滝尾小）
菅原芽依（明野東小）、平井駿也（明野東小）、平井はるか（東稙田小）
平林悠梨（滝尾小）、松岡樹里（滝尾小）、松本紗季（明野東小）
丸小野大侍（野津原小）、蓑田愛咲（東稙田小）

受賞者あいさつ全文

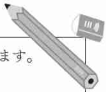

本日は大変すばらしい賞に私の作品を選んでいただきありがとうございます。

私は、「税金が何をつなぐのか」を考え絵葉書を書きました。

税金は、道路や施設の整備、学校の設置、ごみの処理、高齢者や障がいのある方々のための福祉などに使われており、どれも私たちの暮らしを安全でより良くするために、また、幸せな笑顔をつくるために重要であると社会の学習で学びました。

税金がなければ、学校で勉強するための費用を支払わなくてはならないし、町中がゴミであふれ、私たちの今の暮らしは全然違ったものになり、今そばにいる友達や先生たちにも出会えないかもしれません。

税金があるからこそ、今の暮らしがあり、友達や先生たちに出会えることで、私たちの心がつながり、手と手がつながって人の輪ができることで、これからの私たちの未来は明るくなると思います。

私は、豊かな暮らしを未来につなげるため、今回の絵はがきを通して税金の大切さを皆さんに伝えていきたいです。

明野東小学校　6年　脇　瑠美華

お知らせ

（公社）大分法人会では、2019年度も小学6年生を対象として夏休み期間に「税に関する書写コンクール」を、また、冬休み期間に「税に関する絵はがきコンクール」の取り組みを行う予定です。

コンクールへの参加お待ちしています。

関係者の皆さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

南九連女連協　女性の集い in 大分

２月14日（木）、レンブラントホテル大分において、南九連女連協（会長 吉弘桂子）「南九連女性の集い in 大分」が開催された。

「第１部研修会」は、㈱マリーンパレス代表取締役社長の橋本均氏を講師に招き「うみたまごの心」と題しての公開講演会を実施した。「第２部円卓会議」では４県連34単位会の会員約150名が15卓に分かれて、魅力ある女性部会・会員増強施策等についての協議を行った。

交流会では、主管である大分県連女性部会会員が、琴の演奏で会場にお迎えし、中盤では「スコップ三味線」で会場を盛り上げた。最後は参加者全員で別府音頭を踊り、大好評のうちに大会を終了した。

▲　講師の橋本均氏

▲　会場の様子

▲　円卓会議

▲　佐伯法人会による琴の演奏

▲　豊後大野法人会による「スコップ三味線」

▲　フィナーレは別府音頭

婚活イベント開催

２月15日（金）、（公社）大分法人会青年部会（部会長 江玉睦秀）は、マリーゴールド迎賓館において　第29回婚活イベントを開催した。

今回は、男女各20名合計40名で募集、フリーアナウンサーの平林久枝さんと青年部会の漆間寛幸青年部会副部会長が司会を行った。

参加者は、１対１のトークの後、立食形式の食事を楽しみ、ゲーム、フリートークへ。フリートークでは時間を積極的に活用する姿がみられた。

結果、今回は４組のカップルが誕生した。

▲　司会進行役の漆間、平林の両名

▲　会場の様子

新設法人説明会

２月19日（火）、（公社）大分法人会（会長 矢野利幸）は、大分税務署との共催事業として新設法人説明会を大分県労働福祉会館「ソレイユ」で開催した。

共同開催となり、参加者も増加しており35社が参加し、当日は大分税務署から川野法人課税第１部門統括官、白井上席調査官、田中徴収官が説明会講師として講演された。

講演では、全国法人会総連合が作成した「新設法人のための会社の税金ガイドブック」「会社の決算・申告の実務」を使用した。

さらに、法人会について、大木事務局長から「法人会について」と大同生命㈱矢野大分支社長代理から「福利厚生制度について」をそれぞれ説明した。

▲　講師の川野統括官　白井上席

▲　会場の様子

鈴木宗男氏公開講演会開催

２月18日（月）、（公社）大分法人会中央ブロック（ブロック長 佐藤俊治）は、ホテル日航大分オアシスタワー３階紅梅の間において、新党大地の代表鈴木宗男氏を講師に招き、公開講演会を開催した。

当日は、日露平和条約などで現在、注視事項となっている北方領土問題について、「日本を取り巻く国際情勢～北方領土問題を～」のテーマで、新聞ではあまり報道されない過去の歴史を時系列に聞くことができた。日本における一般的な終戦記念日と世界が認める終戦記念日が一致していないこと。また、根室や釧路の地元民、北海道に暮らす元島民の話も聞け、認識を新たにする講演会となった。

当日は、220名を超える参加があり、市民・県民の北方領土に対する関心度が高いことが窺われた。

▲　あいさつする佐藤ブロック長

▲　講師の鈴木宗男氏

▲　講演中の鈴木宗男氏

▲　早瀬支部長（理事）謝辞

南九連「青年の集い」

２月22日（金）、南九連青年部会連絡協議会（会長 脇田武彦）主催の「青年の集い」が熊本国税局課税部次長の木下佳明氏をはじめご来賓多数の出席のもと、南九州４県から青年実業家約200名が集まり、人吉市カルチャーパレスで開催された。

青年の集いは、青年部の主たる活動である租税教育事業の情報交換及び活動発表（プレゼンテーション）の場となっている。

なお、記念講演会は玉名市役所の徳永慎二推進専門官を講師に招き「日本マラソンの父金栗四三」のテーマで実施された。

また、今回は、31年度に開催する「全国青年の集い大分大会」（大会会長 星野賢一・実行委員長 齋藤治雄）に対する協力の要請とアピールを行った。

▲ 会場の様子

▲ 全国青年の集いをアピール

全国青年の集いに向けて

本年11月７日８日に第33回全国青年の集いが大分で開催されます。

集いには、全国から２千名を超える青年実業家が集結します。今回は

湧き上がれ！未来を動かす熱きパワー

～「豊の国　おおいた」からの第一歩～

をスローガンに、現在実行委員会で準備を進めています。大会のスムーズな運営のため、会員増強等の取り組みを行なっています。

皆様のご理解とご協力があって、成功裏に終了するものと考えています。

ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

第33回全国青年の集い大分大会　大会実行委員長　齋藤治雄

わが家の節電メニュー

ご家庭ごとに実施できるものをチェックしましょう。

期間 7月～9月

〈通常、エアコンを使用される家庭の場合〉

基本となる9の節電メニュー

できたらチェック / 節電効果

エアコン

- ① 室温28℃を心がけましょう。 □ 10%（※設定温度を2℃上げた場合）
- ② "すだれ"や"よしず"などで窓からの日差しを和げましょう。（エアコンの節電になります。） □ 10%
- ③ 無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用しましょう。 □ 50%

※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になる場合があるため注意が必要です。

照　明

- ④ 日中は不要な照明を消しましょう。 □ 5%

テレビ

- ⑤ ・画面の輝度を下げましょう。 □ 2%（※標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合）
  - ・省エネモードに設定し必要な時以外は消しましょう。

炊飯器

- ⑥ ・早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊きましょう。 □ 2%
  - ・保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫や冷凍庫に保存しましょう。

冷蔵庫

※食品の傷みにご注意ください。

- ⑦ ・冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変えましょう。 □ 2%
  - ・扉を開ける時間をできるだけ減らしましょう。
  - ・食品をつめこまないようにしましょう。

温水洗浄便座（貯湯式）

- ⑧ ・温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用しましょう。 □ どちらかで 1% 未満
  - ・使わない時はプラグを抜いておきましょう

待機電力

- ⑨ ・リモコンではなく、本体の主電源を切りましょう。 □ 2%
  - ・使わない機器はプラグを抜いておきましょう。

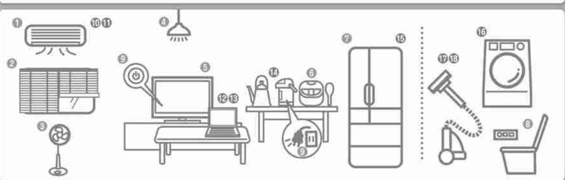

さらに効果を高める節電メニュー

できたらチェック

ライフスタイル

- ・節電のための家事スケジュールを立てておきましょう。日中（特に13時～16時）を避けて電気製品を使用しましょう。 □
- ・外出や旅行による節電を心がけましょう。 □
- ・契約電力の見直し（節電料金メニュー、適切なアンペア設定等）をしましょう。 □
- ・電力会社のウェブサイトに登録して、消費電力を「見える化」しましょう。 □

エアコン

- ⑩ エアコンのフィルターを定期的（2週間に1回程度）に掃除しましょう。 □
- ⑪ エアコンを2部屋でそれぞれ使用している場合には、1部屋（1台）に減らして使用しましょう。 □
  （仮に、350Wを2台使用している場合、約30%の節電効果となります。）

パソコン

- ⑫ 日中、短時間であればノートパソコンの電源を抜いて使いましょう。 □
- ⑬ パソコンの省電力設定を活用しましょう。 □

電気ポット

- ⑭ お湯はコンロで沸かし、電気ポットの電源は切りましょう。 □

冷蔵庫

- ⑮ 冷蔵庫は、壁との間に適切な間隔を空けて設置しましょう。 □

洗濯機

- ⑯ 洗濯機の容量80%程度を目安にまとめ洗いをしましょう。 □

掃除機

- ⑰ 掃除機の紙パック式はこまめにパックを交換しましょう。 □
- ⑱ 昼間のピーク時はモップやほうきを使って掃除しましょう。 □

出典：経済産業省　節電.go.jp

法人会では夏の節電活動として「いちごプロジェクト」を行っております。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

法人会　検索　http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/

いちごプロジェクト

公益財団法人　全国法人会総連合　女性部会連絡協議会　法人会

税の暦6月～8月

これから3か月間の税に関する届け出、申請納付についてお知らせするコーナーです。
期限等を確認し、手続きもれや納付もれがないかチェックの参考としてください。
なお、この情報は法人会事務局調べによるものです。もう一度、貴社での検討・確認をお願いいたします。

６月の税

源泉所得税５月分納付期限（10日）、住民税納付期限（特別徴収分10日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（10日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（17日）、４月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（７月１日）、４月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（７月１日）、軽油引取税申告及び納付期限（７月１日）、住民税第１期分納付期限（７月１日）、県たばこ税申告納付期限（７月１日）

７月の税

源泉所得税６月分納付期限（10日）、源泉所得税納期の特例（１～６月分）分納付期限（10日）、住民税納付期限（特別徴収分10日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（10日）、所得税の予定納税額の減額申請書（16日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（16日）、５月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（31日）、５月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（31日）、軽油引取税申告及び納付期限（31日）、県・市固定資産税第２期納期限（31日）、所得税予定納税１期分の納付期限（31日）、県たばこ税申告納付期限（31日）、産業廃棄物税申告納入期限（31日）

８月の税

源泉所得税７月分納付期限（13日）、住民税納付期限（特別徴収分13日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（13日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（15日）、６月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（９月２日）、６月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（９月２日）、軽油引取税申告及び納付期限(９月２日)、個人事業税第１期分納付期限(９月２日)、県たばこ税申告納付期限（９月２日）

税についてのお問い合わせ先

国税（大分税務署）	☎ 097-532-4171（代表）
県税（大分県）	☎ 097-536-1111（代表）
県税（大分県税事務所）	☎ 097-506-5771（代表）
市税（大分市役所）	☎ 097-534-6111（代表）
市税（由布市役所）	☎ 097-582-1111（代表）

これからの行事

<table>
<tr><th>日　付</th><th>行事名</th><th>内　　　　容</th></tr>
<tr><td>５月16日(木)</td><td>改正消費税説明会
（税務署と共催）</td><td>主に由布市の事業者を対象に実施します。
説明会会場：由布市役所庄内庁舎
講師：大分税務署職員</td></tr>
<tr><td>５月20日(月)
～
５月21日(火)</td><td>改正消費税説明会
（税務署と共催）</td><td>主に大分市の個人事業者を中心に実施します。
説明会会場：大分税務署会議室
講師：大分税務署職員</td></tr>
<tr><td>５月22日(水)
～
５月24日(金)</td><td>改正消費税説明会
（税務署と共催）</td><td>主に大分市の法人事業者を中心に実施します。
説明会会場：大分税務署会議室
講師：大分税務署職員</td></tr>
<tr><td>６月５日(水)</td><td>公開講演会</td><td>６月５日、総会開催時の記念講演会を公開で開催します。
講師　大分税務署副署長　小川　久雄　氏
演題　「消費税軽減税率制度・インボイス制度」について
時間　15：00～16：00
会場　レンブラントホテル大分</td></tr>
<tr><td colspan="3">10月１日に施行される改正消費税については、皆様の事業継続にとって重要な改正となっています。２段階税率が導入されます。このため、事業者においては、区分経理や、適格請求書（インボイス）の発行などが必要となります。
研修では、区分経理や適格請求書の発行手続きなど具体的な内容となる予定です。経理（実務）担当者の参加が望まれる研修会です。また、消費税改正に伴い、レジ等の購入やシステム変更にかかる補助金についても早期に準備を整える必要があります。</td></tr>
<tr><td>11月13日(水)</td><td>公開講演会</td><td>税を考える週間の公開講演会を開催します。
講師　弁護士　ケント・ギルバート　氏
演題　未定
時間　14：00～15：30
会場　ホテル日航大分オアシスタワー</td></tr>
</table>

研修会や講演会につきましては、大分法人会のホームページで御確認下さい。
ホームページへのアクセスは
「http：//www.oitakenhouren.com/oita/」です。

新会員ご紹介

（順不同　敬称略）

事業所名	代表者氏名	所在地	業種
㈱旭商	池元忠美	大分市乙津港町２丁目８－５	生コンクリート・砂
㈲プラス	池部行宣	大分市三芳675－１	飲食業
㈱アンブラッセ	山崎茂	大分市下郡1607－１	結婚式場運営
㈱タクミテクノサービス	工藤哲	大分市須賀２丁目16－22	建設業
㈲長浜工務店	長濱泉	大分市大平535	建設業
㈲イーグル工業	釘宮強	大分市関園971－３	電気工事
活魚鳳	永井文男	大分市北鶴崎２丁目７－２	飲食業
朝日キャリアバンク㈱	姫野秀信	大分市府内町３－４－20大分恒和ビル２Ｆ	人材派遣業
冨髙精治税理士事務所	冨髙精治	大分市東浜２丁目７－７	税理士
ＭｏｗＬｉｆｔ	若林敦子	大分市木上31　LepRium内	小売業
㈲大分ホスピタル自動車	松山久男	大分市畑中421－１	自動車鈑金・塗装
奥村建築設計事務所	奥村亜紀子	大分市横塚１－14－17	建築設計
㈲昌建	山井昌治	大分市大在中央１丁目10－35	土木工事業
Ｎスタイル	野﨑慎也	大分市下郡中央１丁目１－１	自動車整備販売
	和田企貴	大分市羽田２－１－Ｅレイコート羽田302	電気工事
㈲エスワイ	横山茂男	大分市城原1851	ディスプレイ業
ＢＡＲ＋ＤＩＮＩＮＧ楼	薬師寺和弘	大分市都町３－２－29大陽ビル２Ｆ	飲食業
㈱メイトク	中村繁美	大分市賀来北２－16－10	建設業
㈲ジオワークス	池邉健太郎	大分市城崎町１丁目３－28	不動産業
エヌ・ケイ・ティ㈱	中川博貴	大分市皆春262－５	学術研究・非破壊検査
㈱福祉の杜いまじん	工藤美奈子	大分市中島西３丁目８－35	福祉・介護事業
㈱フルカワ企画	古川博文	大分市大字田尻960－12	建設業
㈱ＭＳジャパン	佐藤康浩	大分市三川上３丁目５－８	内装仕上工事
㈱みやこ	都甲祐之	大分市中央町２丁目５－22越後屋ビル１Ｆ	婦人服小売業
㈱セア設計	宮部則男	大分市青崎１丁目14－34	建築設計
㈱光田加壽子	光田加壽子	大分市東津留１－10－９	会計業務
㈱ＦＰパートナー大分支社	山本峰生	大分市舞鶴町１丁目３－30　ＳＴビル502	保険業
	森海里	大分市恵比寿町５－22	グラフィックデザイン

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。（平成30年12月11日から平成31年３月19日受付まで）

会員募集!!

法人会に加入し、税知識を
活用して節税に努めましょう！

社会貢献活動に参加し、
地域の発展に寄与しましょう！

～税理士はこんな仕事をしています～

1　あなたの税務代理をします。
　税金の申告、申請、請求、不服申立
2　あなたの税務書類を作成します。
　申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
3　あなたの税務相談に応じます。
　申告や主張、陳情、または申告書の作成に関しての相談
4　会計業務を行います。
　財務書類の作成（決算書など）
　会計帳簿の記帳代行（元帳、試算表などの作成）
　財務に関する事務（立案、相談、公的機関や金融機関に届ける会計書類など）
5　税務調査の立ち会いをします。（税務代理）
6　そ　の　他
　・経営分析、経営指導　・財産の管理　・議事録などの整理
　・融資申告の手続　・税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務

企業と暮らしのホームドクター
税理士　皆尾（みなお）たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

（事務局）　南九州税理士会大分支部

大分市都町１丁目３番22号大分都町ビル７Ｆ
電話　５３２－２９７４

AIG

AIG損保

法人会のビジネスガード

Business Guard Series

世界有数の地震国、日本！いつ、どこで大地震が発生しても不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！

プロパティーガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険＋財物損害補償特約＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602　東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
http://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

大分支店
〒870-0045
大分県大分市城崎町１丁目３番31号　富士火災大分ビル
TEL.097-534-1400　FAX.097-532-6925
午前９時～午後５時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(B-152289 2020-01)

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先（株式会社メディカルノート）が提供します。

病気や身体のことを気軽に相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…

痛みが長続きしている

健康診断の結果を見てもよくわからない

病院選びの基準がわからない

家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

- **納得いくまで何回でも追加質問できます。※**
- **24時間いつでも相談可能です。**
  （回答には3〜24時間程度かかります）

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円（月額・税込）になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

ご利用はこちらから

【お問い合わせ】 株式会社メディカルノート　support@medicalnote-qa.jp

Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

**経営者はお亡くなりになったり就業不能状態になるなど、
様々なリスクに取り囲まれており、
「会社をまもるための資金」と「家族をまもるための資金」の両方が必要です。**

**大同生命ではリスクに対応した商品を組み合わせてご加入いただく
トータル保障をご提案しています。**

会社をまもる

- お亡くなりになるリスクに対する保険 **Rタイプ**
- ＋ 重大疾病による長期離職のリスクに対する保険 **Jタイプ**
- ＋ 重度の身体障がい状態によるリタイアのリスクに対する保険 **Tタイプ**
- ＋ ケガ・病気による一時的な離職のリスクに対する保険 **Mタイプ**

家族をまもる

- お亡くなりになった場合や要介護状態で収入がなくなった場合のリスクに対する保険 **収入リリーフ**
- ＋ 要介護状態になった場合の介護のリスクに対する保険 **介護リリーフ**

商品の正式名称は次のとおりです。Rタイプ：無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）、Jタイプ：無配当重大疾病保障保険、Tタイプ：無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）、Mタイプ：無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）、収入リリーフ：無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）、介護リリーフ：無配当終身介護保障保険
ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
記載は平成30年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう 企業保障の 大きな傘を

〈引受保険会社〉 DAIDO 大同生命保険株式会社

大分支社/
大分県大分市都町1-3-22（大分都町ビル3F）
TEL 097-532-8278

F-30-1030（平成30年8月15日）